

# 第二部

---

## 都立学校における健康づくり推進計画の 具体的な施策の展開

---

第1章 健康づくりの体制の構築

第2章 健康づくり推進のための支援

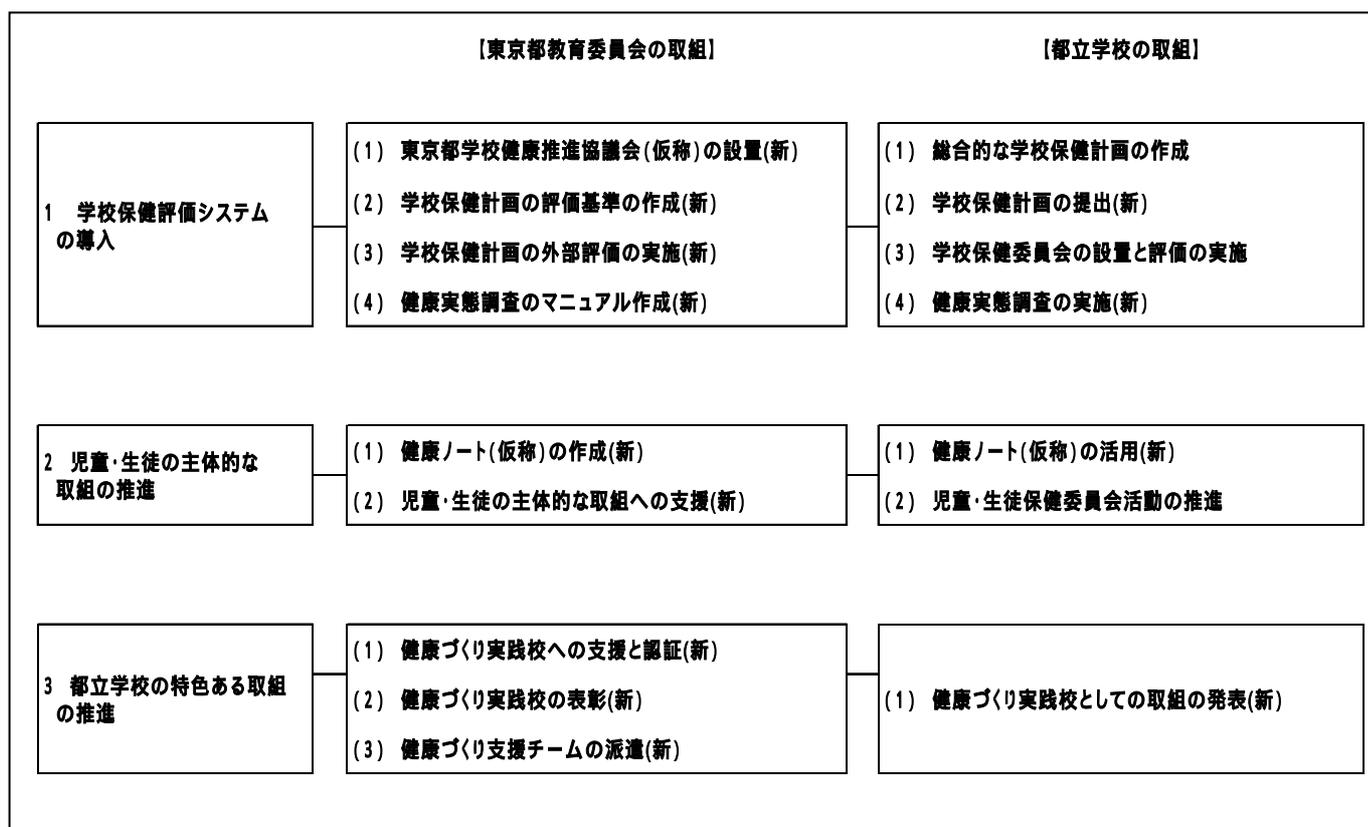
第3章 児童・生徒の健康課題に対する  
環境整備

第4章 都立学校における健康教育の  
推進



# 第1章

## 健康づくりの体制の構築



## 第二部 都立学校における健康づくり推進計画の具体的な施策の展開

### 第1章 健康づくりの体制の構築

#### 1 学校保健評価システムの導入

	【東京都教育委員会の取組】	【都立学校の取組】
1 学校保健評価システムの導入	(1) 東京都学校健康推進協議会(仮称)の設置(新) (2) 学校保健計画の評価基準の作成(新) (3) 学校保健計画の外部評価の実施(新) (4) 健康実態調査のマニュアル作成(新)	(1) 総合的な学校保健計画の作成 (2) 学校保健計画の提出(新) (3) 学校保健委員会の設置と評価の実施 (4) 健康実態調査の実施(新)

#### 【現状と課題】

学校保健法第2条は、児童・生徒の健康づくりに関する取組を組織的・計画的に推進していくことを目的として、各学校において学校保健計画の作成を義務付けている。

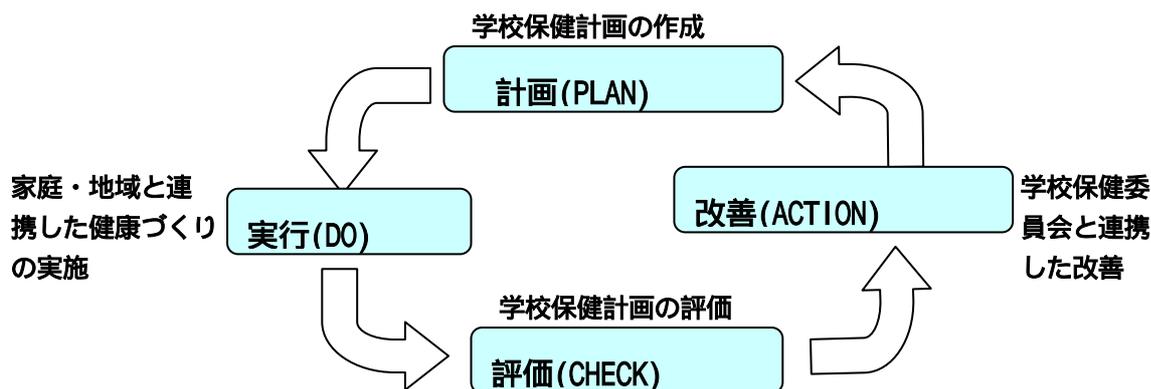
さらに現在、各学校で作成されている学校保健計画では、定期健康診断などの保健管理分野等を中心に作成されており、保健教育・食に関する指導や組織活動の取組に関する計画が十分とはいえない学校もある。

また、これまで児童・生徒の健康づくりに関して学校全体で協議し、実践するという組織的・計画的な取組がなされているとはいえなかった。

#### 【施策の方向性】

学校ごとに作成する学校保健計画に基づく、健康づくり活動を推進する仕組みとして、計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)するというマネジメントシステムを導入する。また、東京都学校健康推進協議会(仮称)は、各学校の健康づくり活動の外部評価や本計画の進行管理を行う。

## 【評価システムのイメージ】



## 【東京都教育委員会の取組】

### (1) 東京都学校健康推進協議会（仮称）の設置（新規）

都立学校における健康づくり推進計画の円滑な推進を図るため、学校保健に関する外部評価機関として東京都学校健康推進協議会（仮称）（以下「協議会」という。）を設置する。協議会は、学識経験者、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者、都立学校教職員、関係部局の代表で構成され、都立学校における健康づくりの進捗管理、都立学校の学校保健計画の外部評価及び児童・生徒の健康づくりに関する施策の提言などを所管する。

また、東京都教育委員会は、協議会で検討された意見に基づき、都立学校に指導、助言を行っていく。

### (2) 学校保健計画の評価基準の作成（新規）

東京都教育委員会は、各学校における学校保健計画の実施状況を把握し、評価のための基準を作成する。

協議会において評価基準を決定し、各学校に提示し、学校独自の評価に反映させていく。

### (3) 学校保健計画の外部評価の実施（新規）

協議会において、学校保健計画の評価基準に基づき、各学校における健康づくりの取組状況について評価を行い、その評価結果は公表していく。

### (4) 健康実態調査のマニュアル作成（新規）

各学校で、児童・生徒の健康実態を把握するため、校種別に健康実態調査実施マニュアルを作成していく。

## 【都立学校の取組】

### (1) 総合的な学校保健計画の作成

学校保健計画は、学校経営計画に明確に位置付け、学校の実情に応じた保健管理、保健教育、学校保健に関する組織活動の年間計画を学校保健の総合的な基本計画として作成していく（参考資料2参照）。

### (2) 学校保健計画の提出（新規）

各学校は、作成した学校保健計画を平成17年度から東京都教育委員会へ提出し、指導・助言を受ける。

### (3) 学校保健委員会の設置と評価の実施

児童・生徒の多様化する健康課題に対し実効性ある健康づくりを推進するには、学校保健活動に携わる人々（教職員・学校医・学校歯科医・学校薬剤師・保護者等）の共通理解を図り、学校保健計画で定めた目標に向かって組織的な活動を行うことが必要となる。そのため、各学校に学校保健委員会を設置し、児童・生徒の健康づくりを推進する要の組織として運営していく。

また、学校保健委員会は、学校保健計画の作成への参画、計画の実行及び取組への成果について評価を行っていく。

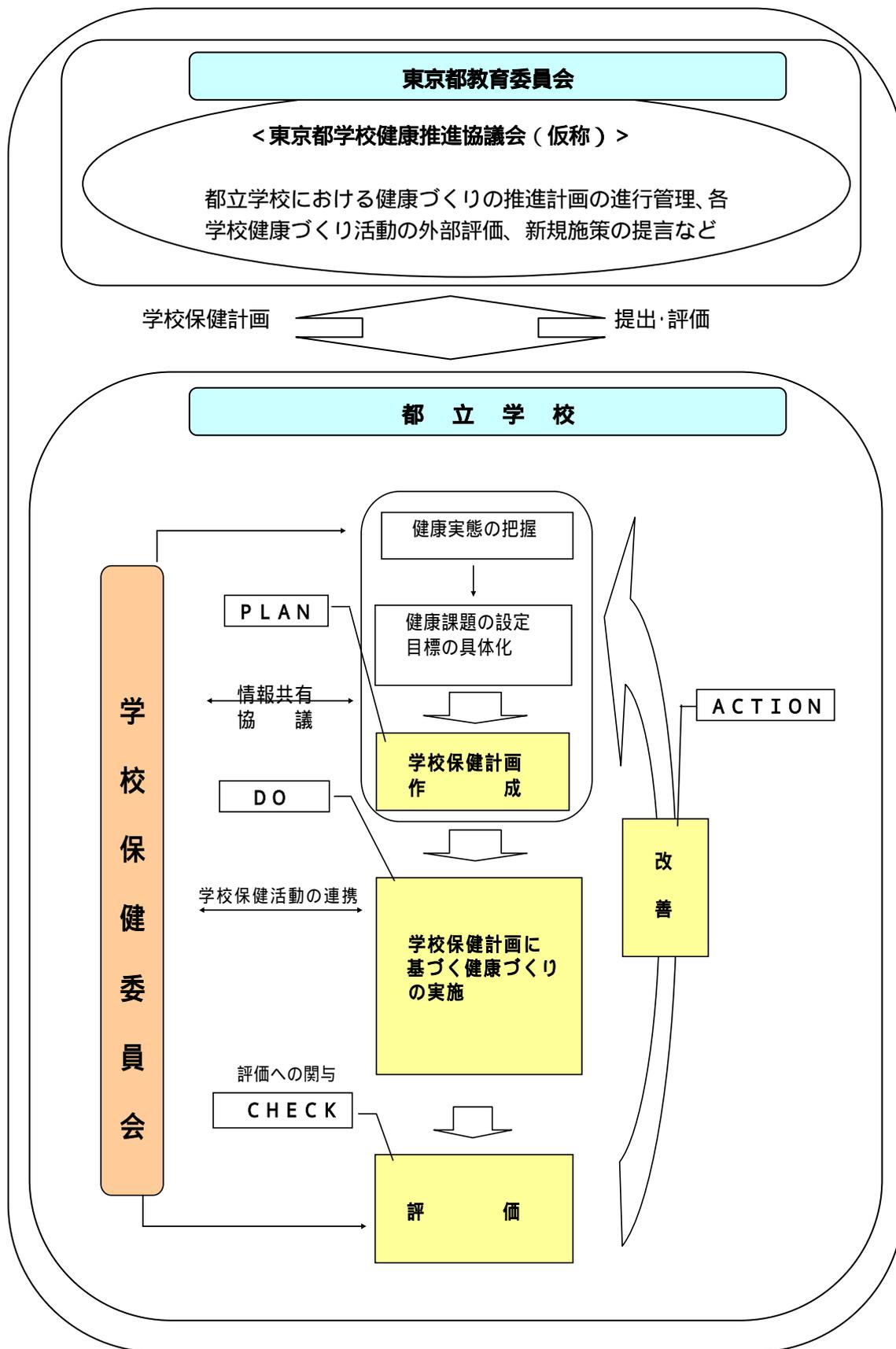
### (4) 健康実態調査の実施（新規）

健康実態調査のマニュアルに基づき、学校において、児童・生徒の健康実態の把握に努める。各学校において調査結果を分析し、東京都全体の結果と比較し、各校における健康課題を見極めていく。

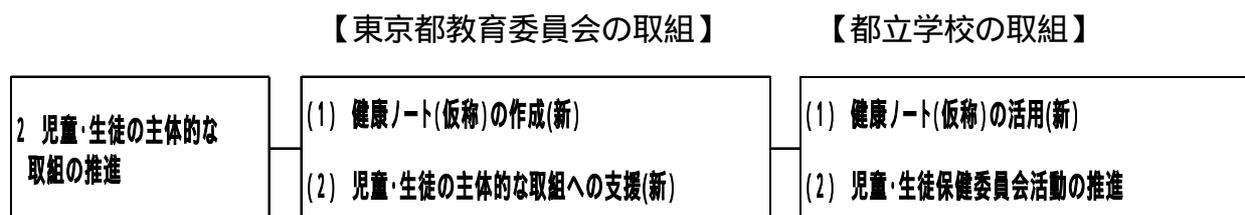
#### 重点プラン1 学校保健評価システムの導入

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
学校保健計画の作成	モデル計画、マニュアルの検討	都立学校全校提出	→	
東京都学校健康推進協議会（仮称）		設置	→	
評価の実施		評価基準の策定	外部評価の実施	→

# 学校保健評価システム



## 2 児童・生徒の主体的な取組の推進



### 【現状と課題】

現在の学校保健活動では、学校が主体となって児童・生徒の定期健康診断などの健康管理を実施している。健康づくりは、一人一人が主体的に取り組むことが基本であるため、健康について自ら判断し、行動できる実践力を養うために、学校生活の中で、主体的に取り組む機会や動機付けが必要となる。

### 【施策の方向性】

児童・生徒が各自の健康状態を自ら記入する健康ノート（仮称）の活用などを通して、健康づくりに対する主体的な取組を推進していく。

### 【東京都教育委員会の取組】

#### (1) 健康ノート（仮称）の作成（新規）

自らの健康管理に役立てていくために、都立学校において、健康ノート（仮称）を導入する。

また、健康ノート（仮称）の様式、活用手法、学校種別に応じた導入の在り方等について検討する。そのため、モデル校として平成 17 年度に開校する都立中高一貫教育校及び都立ろう学校に導入し、対象校を順次拡大していく。

#### (2) 児童・生徒の主体的な取組への支援（新規）

学校保健計画の健康目標に基づく、児童・生徒の主体的な取組、児童・生徒保健委員会における自主的な活動、文化祭等で研究発表した取組等を東京都教育委員会のホームページで紹介することなど、児童・生徒の主体的な取組への支援を行う。

## 【都立学校の取組】

### (1) 健康ノート（仮称）の活用（新規）

児童・生徒が学校における健康診断の結果などを自分で記録し、生活習慣や食生活のチェックを行うとともに、体力テストの記録等を記入することで、自分の健康に関心をもち、自分で健康評価ができるよう健康ノート（仮称）を活用していく。

また、保健指導や保健学習の際に、児童・生徒に自ら健康ノート（仮称）に記入させ、自分自身の健康状態を振り返り、目標設定を行わせることで、自己管理能力を育成する手段として活用する。

### (2) 児童・生徒保健委員会活動の推進

文化祭の発表等の学校行事や日常の委員会活動において、健康課題について調査報告を行うなど児童・生徒の主体的な健康づくりに対する取組を推進する。

#### 重点プラン2 健康ノート（仮称）の活用

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
健康ノート（仮称）の作成	中高一貫校	活用手法検討	モデル校 1 校	全 校	→
	ろう学校	〃	モデル校 1 校 （小・中学部）	全 校	→
	盲学校		活用手法検討	モデル校	→
	養護学校		〃	〃	→
	高等学校		〃	健康づくり実践校	→

#### 参考事例

##### < 生徒給食委員会の主体的な取組事例（都立深川高等学校定時制） >

給食委員会の活動として、全校生徒を対象としたアンケート調査の実施、給食時間中の BGM についての検討、食堂の飾り付けの検討、文化祭への参加、クリスマスパーティーの開催など活発な活動を行っている。

委員会の各活動は生徒総会で報告し、各委員のがんばりをアピールしている。アンケート結果も全生徒に公表し、さらなる意見交換を行っている。このことで、生徒の中の認知度も高くなり、飾り付けなどの作業を行う際には、委員以外の生徒も協力してくれる状況になってきた。

委員会の活性化に当たっては、生徒会通信や学校通信で活動を紹介する PR 強化、定例会としての開催、議事録・記録の整理等の環境整備、欠席を認め、仕事の押し付けをしない、拘束時間を極力短くする等の生徒の負担感の軽減、生徒の意見を尊重し、実現することによる達成感の醸成、生徒の主体を重視した教員によるサポート体制など生徒のやる気を引き出す工夫を行っている。

< 生徒保健委員会の保健劇の発表を通じた薬物乱用防止教育の取組（都立足立東高等学校） >

薬物乱用が若者に広がってきている今日、知識がないことにより過ちを起こす可能性もあることから、学校での薬物乱用防止教育に取り組む必要がある。

生徒保健委員会の活動のなかで、本校生徒の健康問題について話し合った結果、文化祭に向けて薬物乱用防止を呼びかける保健劇に取り組み、文化祭で発表を行った。このことは、本校生徒だけでなく、多くの人に啓発する良い機会となった。特に、生徒たちが主体的に取り組むことによって、薬物乱用の問題を自己の問題として考えさせるきっかけになった。

今後は、さらに生徒保健委員会を活性化させ、様々な健康課題について生徒自身が主体的に解決していこうとする態度を育成していきたい。

< 生徒が自分の成長の記録をする取組（都立竹早高等学校） >

養護教諭が作成した「小学校から高校まで、あなたの成長の記録」というグラフソフトを使って、3年生全員が昼休みや放課後の時間を利用し、小学校1年生から高校3年生までの体重・身長の変化をグラフにし、完成したシートを卒業時にプレゼントしている。

生徒がグラフの分析を行うことにより、その変化には人間の発育特性があり、男女の違いや個人差があることを学ぶことができた。

また、大きく伸びた時期、ほとんど止まってしまった時期を思い出し、食生活の変化や運動とのかかわりを考えるとともに、壮年期の体づくりに対する配慮を考えることができた。

### 3 都立学校の特色ある取組の推進

#### 【東京都教育委員会の取組】

#### 【都立学校の取組】

3 都立学校の特色ある取組の推進

- (1) 健康づくり実践校への支援と認証(新)
- (2) 健康づくり実践校の表彰(新)
- (3) 健康づくり支援チームの派遣(新)

- (1) 健康づくり実践校としての取組の発表(新)

#### 【現状と課題】

児童・生徒の健康課題は、校種や地域など学校により異なっており、一部の学校においてその実態を踏まえ特色ある取組を行っているが、都立学校全体から見ると必ずしも十分な取組状況となっていない。各学校はそれぞれの健康課題に応じ、特色ある取組を推進していく必要がある。

## 【施策の方向性】

健康づくりを重点課題と位置付け、組織的・計画的に取り組む学校を健康づくり実践校として認証し、取組発表の機会を確保していく。

## 【東京都教育委員会の取組】

### (1) 健康づくり実践校への支援と認証（新規）

学校経営上の重点課題の一つとして健康づくりへの取組を設定し、組織的・計画的な取組を進めている学校に対して、重点支援校の仕組みなどを通じて支援を行っていく。

また、東京都学校健康推進協議会（仮称）において、「健康づくり実践校」として認証するとともに、取組内容を公開授業やホームページで公表し、他校に普及していく。

### (2) 健康づくり実践校の表彰（新規）

従来の東京都教育委員会表彰（学校保健・学校安全・学校給食）を見直し、総合的に健康づくりに取り組む学校を表彰していく。

また、健康づくり実践校についても表彰対象とする。

### (3) 健康づくり支援チームの派遣（新規）

学校の要請に応じて、保健関係の専門職と指導主事などがチームとなって学校訪問を実施し、学校保健活動の指導助言を行っていく。

## 【都立学校の取組】

### (1) 健康づくり実践校としての取組の発表（新規）

児童・生徒の健康に関する実態を把握し、重点目標を設定し、組織的・計画的に健康づくりに取り組んでいく。

また、健康づくり実践校としての取組を、他校、保護者及び地域へ発表していく。

### 重点プラン3 健康づくり実践校への支援と認証

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
健康づくり実践校の支援と認証	調 査	東京都学校健康推進協議会（仮称）で認証	実践校の表彰	

## 参考事例

### <生徒が主体的に参加する「健康教育週間」の取組（都立九段高等学校）>

- 平成 14 年度 健康教育推進学校 特別奨励校 日本学校保健会 -

平成 13 年度から生徒が主体的に取り組む心と体の健康づくりとして「健康教育週間」を実施している。

「健康教育週間」は、企画・運営を行う健康教育プロジェクトと、保健委員会が協力し、全校生徒を対象として心と体のテーマ別講座（20 講座）対話式性教育、講演会およびセッション（異世代コミュニケーション）など様々な健康教育の場を設定している。講師は、学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）をはじめとした各種の専門家 50 名がボランティアとしてかかわっている。

また、平成 15 年度から保護者の健康教育プロジェクトも発足し、保護者対象の講座の企画運営を行っている。

終了後は参加した生徒全員と講師、保護者から評価と感想をとり、「健康教育週間を終えて」という冊子を作成し、実施後の反省をもとに、次年度の計画に反映させている。

### <学校保健委員会における課題解決の取組（都立八王子養護学校）>

- 平成 15 年度 健康教育推進学校 優秀校 日本学校保健会 -

年 3 回の学校保健委員会により、保護者、地域、学校との連携を密にし、児童・生徒の健康課題の現状把握から課題の改善策や支援の方針を学校、家庭、地域が共有し、一体となって取り組むことにより、着実な課題解決を図っている。

平成 14 年度は年間の大きなテーマを「歯・口の健康づくりを入り口とした健康な生活習慣の確立」とし、それをもとに各回のテーマを関連付けて設定した。

第 1 回学校保健委員会では、定期・臨時の歯科健康診断結果、生活習慣に関するアンケート調査結果から、本校の課題及びその解決策を探った。第 2 回学校保健委員会では「障害のある児童・生徒の食生活を通して生活習慣と健康について考える」というテーマで保護者、学校医、教員が参加しパネルディスカッションを開催した。第 3 回学校保健委員会では、歯科受診の結果、歯みがき目標の達成表、運動・食習慣に関するアンケートをもとに実践結果の反省・評価をした。

成果として、学校教職員、PTA が日常の生活習慣形成に向けた取組の必要性を認識し、課題に応じた取組を実践するようになった。

また地域の保健所との連携により保護者も保健所を利用するようになり、家族みんなの健康管理に注意を払うようになった。

さらに、就職先である福祉作業所においても、歯・口の健康づくりの取組が行われるようになり、この委員会を通じて、養護学校に対する地域の理解が得られるようになった。